

助成金交付要綱

公益財団法人木口福祉財団

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人木口福祉財団（以下「当財団」という。）の定款第4条第1項第1号に定める助成の対象になるものに交付する助成金等（以下「助成金等」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 この要綱に基づく助成金の交付対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者等を支援する福祉活動及びボランティア活動に取り組む団体。
- (2) 自然災害等で甚大な被害を受けた被災地における障害者等の生活、地域福祉の復旧、復興を目的としたボランティア活動及び福祉活動に取り組む団体。

(助成の金額)

第3条 助成の金額は、助成の対象となる活動に要する経費以内の額で選考委員会が必要と認めるものとする。

(助成の申請)

第4条 申請者は、理事長に対し、別に定める申請書を提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 理事会は、前項の申請があったときは、選考委員会の選考を経て、助成する者及び助成の金額を決定する。

(助成の決定通知)

第6条 理事長は、理事会が助成すること又は助成しないことを決定したときは、申請者に対し書面又は電磁的方法で通知する。

(助成金の交付方法)

第7条 助成金は、助成の決定後速やかに、所定の手続を経て申請者の指定する金融機関の口座あてに振り込むものとする。

(事業内容変更等の届出)

第8条 助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成の対象となった事業（以下「事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又は事業を行わないときは、速やかに理事長に対しその旨を書面で届け出なければならない。この場合において、事業を行わないときには、助成決定者は、既に交付を受けた助成金を返還しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第9条 助成決定者は、事業が終了したときは、速やかに理事長に対し、別に定める事業報告書を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 理事長は、前条に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、選考委員会の承認を経て助成の決定を取り消し、その助成決定者に対し、その旨を書面で通知するとともに、助成金の返還を求めることとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を活動以外に費消したとき。
- (3) 第8条に定める届出をすることなく、活動の内容を変更し、又は活動しなかったとき。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事長が起案し、理事会の議決を経て行う。

附 則

この要綱は平成30年11月28日から施行する。この日以前の助成金交付に関する事項に関しては、旧助成金交付要綱を準用するものとする。

変更履歴

2019年3月11日 一部変更(第5条、第6条を変更)